

健康診断実施に当たっての新型コロナウイルス感染防止対策

当事業団において実施する健康診断においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、当分の間、次に方策により健康診断を実施します。

I 健康診断実施機関の対応

1 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、最新の医学情報を基にした対策を講じます。

新型コロナウイルス感染症防止対策としていわゆる「3密」状態を避けることが重要とされています。密集、密閉、密接のいわゆる「3密」を可能な限り回避することにより、健康診断受診環境の安全確保に努めます。

2 健診会場における環境配慮

- ・受診者、健診スタッフほか健康診断施設の職員の安全確保を図るため、健診の遂行上特別な必要のある場合を除き、健診会場では不織布マスク着用を原則とします。マスクについて、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- ・マスクは受診者自身に用意していただきます。
- ・健診受付後、速やかに問診を行い、受診者の健康状態を確認します。
- ・発熱があるなど健診受診者として不相当と判断した場合は、受診者に説明した上で、後日体調が回復してからの受診とします。
- ・健診会場では「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・受診者とスタッフが対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮します。
- ・窓やドアを開放するなど室内の換気を定期的に実施します。
- ・施設内健診においては、健診会場に HEPA フィルターろ過式空気清浄機を設置します。
- ・受診者の「密集」を避けるため、1日当たりの予約数や予約時間を調整します。
- ・健診スタッフはアルコール等消毒液により手指の消毒を行います。
- ・ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、アルコール等の消毒液により定期的(始業時、昼休み前、終業時、健診の途切れたとき少なくとも午前中1回、午後1回)に清拭します。

- ・会場施設、検査機器、車両等を消毒した場合に実施状況を記録します。

3 職員が感染源とならないための配慮

- ・職員には新型コロナウイルスワクチン接種を推奨します。ただし、個人の体質等により接種が困難な場合を除きます。
- ・職員は出勤前に体温を測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、出勤を控えます。また、管理者は、勤務時間中の一定時刻にも職員の体温測定と体調確認を行います。さらに、管理者は、出勤前と勤務時間中の体温測定結果と体調を確認・記録を行います。
- ・発熱等の症状が認められた場合は医療機関を受診することとし、受診の結果、新型コロナウイルス感染症が否定された場合でも、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間以上が経過するまでは出勤を認めません。このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
- ・出勤後に少しでも体調が悪いと訴える職員が見出された場合や発熱などの体調不良を訴えた場合、管理者は当該職員の勤務を直ちに停止し、速やかに医療機関の受診を指示します。
- ・すべての職員は通勤時も含めて不織布マスクを着用します。個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能なマスクの着用を認めます。また、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- ・マスクを捨てるに当たっては、マスク本体に触らないようにしてビニール袋に入れ、袋の口を密閉しゴミ箱に捨てます。その後、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を行います。
- ・事務室や職員休憩室、ロッカー室は十分に換気し、什器等においても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起こらないように努めます。
- ・職員休憩室やロッカー室等においても不織布マスクを外してはならず、会話は小声で行います。
- ・職場での飲食に際しては、室内を十分に換気し、一人ひとりの間隔を十分とり、飲食中マスクを外した状態での会話は厳禁とします。
- ・職員が乗車する自動車の乗車人数を適正な数とします。また、天候・外気温や騒音・排ガス侵入等の走行環境を勘案しつつ、窓開け換気に可能な限り努めて走行します。ドアの開閉ハンドル等複数のスタッフが触れる箇所や座席はアルコール等消毒を頻回行います。
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ・出勤前あるいは出勤後の職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、管理者は当該職員と濃厚接触した職員に対し出勤を停止します。濃厚接触職員に症状のある場合、管理者は医療機関の受診を指示、症状の無い場合も14日間の自宅待機、健

康観察を指示し、保健所等の指示、指導に基づいた対応を行います。

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。
- ・職員の同居者に新型コロナウイルス感染が発生した場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

4 緊急時の対応

- ・順天健診クリニックにおける胸部エックス線検査において新型コロナウイルス肺炎を疑う所見が認められた場合には、担当医師が直ちに当該受診者に説明し、帰国者・接触者相談センターに連絡のうえ、センターから受診を勧められた医療機関を受診するように指導します。他の受診予定者を含め当日のその後の健診は中止します。
- ・当該受診者の移動経路について接触部位の消毒を直ちに行い、関与した職員の接触状況を調査します。
- ・当該受診者と濃厚接触した可能性のある職員は一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス肺炎の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

5 各健診項目ごとの留意事項

(1) 問診、診察、説明

- ・診察の前後でアルコール消毒液等での手指消毒を励行します。
- ・採血時にはゴム手袋を着用します。
- ・聴診器、接触式体温計等のアルコール清拭を受診者毎に励行します。
- ・説明、保健指導等の実施に当たっては、適切な距離を確保することとし、また対面時間を極力短くします。

(2) 計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール等での清拭を励行します。
- ・肺機能検査は当事業団としては当面の間、原則実施しません。

(3) X線撮影

画像撮像用受光部、透視台手摺、撮影室のドアノブ等受診者が触れる箇所を受診者毎にアルコール等で清拭します。

(4) 内視鏡検査

日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

(5) 巡回型健診

- ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ・当該事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また 受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう協力を事業者等に要請します。
- ・健診車両における検査では、車内の人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

II 受診者の皆様にお願ひする事項

1 事前に受診者へお願ひする事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、健康診断受診をお断りしていますので、体調が回復してから改めて受診をお願いします。症状が続く場合や基礎疾患(持病)の症状に変化のある場合は医療機関にご相談ください。

なお、発熱や体調不良が新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の症状である可能性がある場合も、感染を否定できないため受診をお断りします。新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の影響を避けるため、ワクチン接種後、数日以内の受診は出来るだけ避けてください。

- いわゆる風邪症状が持続している方、それに関わる体調不良を感じている方
- 発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、臭覚障害などの症状のある方
- 過去2週間以内に発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。)のあった方(ただし、発熱が新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の症状であることが明らかな場合は除く)
- 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方(及びそれらの方と家庭や職場内で接触歴がある方)
- 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者(同居者・職場内での発熱含む)との接触歴がある方
- 新型コロナウイルス患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内(自主待機を含む)の方
- 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方

また、万が一、新型コロナウイルスに感染すると症状が重篤化しやすい高齢者や糖尿病・肥満症・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患のある方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いられている方には、緊急事態宣言の期間中などの受診延期も考慮していただきます。健康診断予約時に持病の有無等を確認させていただきます。

2 健診当日に受診者をお願いする事項

- ① 健診会場では、受診者の皆さまも不織布マスク着用をお願いします。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。
- ② マスクは受診者の皆さまが自らご用意ください。
- ③ 不織布マスクは特に指示が無い限り、常に着用していただきます。
- ④ 施設入場に当たって、受付前に石鹼による手洗い又はアルコール等消毒液により手指消毒をお願いいたします。
- ⑤ 健診中は換気を定期的に行います。外気温が低い季節には、カーディガン等羽織るものを事前に手元に用意していただくことをお願いします。
- ⑥ 受付時刻を守り、密集を防ぐことにご協力をお願いします。
- ⑦ 受付時に検温を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。
- ⑧ 健診施設（会場）内での会話は最小限とし、小声をお願いします。

付則

令和2年5月7日 制定

令和2年5月18日 一部改正

令和2年7月28日 一部改正

令和2年10月5日 一部改正

令和3年1月12日 一部改正

令和3年10月12日 一部改正